

議案第17号

つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「負担金」という。）」を「及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市が受益者から徴収する分担金（以下「負担金」と総称する。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

圏央道インターパークつくばみらいについて、令和7年度に公共下水道が供用開始予定であることから、受益者負担金の賦課を行うため条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第105号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第2項の規定に基づき、市が受益者から徴収する負担金及び<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、市が受益者から徴収する分担金(以下「負担金」と総称する。)</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第2項の規定に基づき、市が受益者から徴収する負担金(以下「負担金」という。)</p> <hr/> <p>_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p>